

令和5年度
五泉市立巢本小学校 いじめ防止基本方針

1 いじめの定義

(1) いじめの定義（いじめ防止対策推進法 第2条）

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。

(2) いじめ類似行為の定義（県条例 第2条2項）

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いもの。

2 いじめ防止等全体に係る内容

(1) いじめ防止のための取組

①方針

【学校の体制】

- ・ いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象にいじめに向かわせないための未然防止に取り組む。
- ・ 偏見や差別を見抜く感性を磨くとともに差別を許さない心情を育み、いじめを許さない、見逃がさない学校づくりに努める。

【教職員の姿勢】

- ・ 教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の手立てに細心の注意を払う。
- ・ 未然防止のため、児童が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。

②具体的な取組内容

- ・ 授業や縦割り班活動などで、児童同士が一緒に活動することを通して互いを認め合う関係を築く。
- ・ 同和教育資料「生きる」シリーズ等を用いた授業を実施し、いじめや差別を見抜くことができる児童を育てる。

③年間計画

「巢本小学校いじめ防止学習プログラム」
「巢本小学校中1ギャップ解消プログラム」による

(2) 早期発見・早期対応の在り方

①方針

- ・ 教職員は、「いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりする」など、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを常に意識しておく。
- ・ ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知していく。
- ・ 日頃から児童の見守りや信頼関係の構築に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。
- ・ 定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

②具体的な取組内容

- ・ 早期発見、早期対応に関する職員研修を行う。（「いじめのサイン」の確認）
- ・ 「なかよしアンケート（学校生活アンケート）」を年間3回（6、11、1月）実施し分析を行う。それ以外の月も、「なかよしミニアンケート」を行い、いじめの未然防止・早期発見につなげる。
- ・ 児童面談週間（5、10、1月）を実施することにより児童の心情を把握し、

- 得られた情報や対応策を職員間で共有する。
- 職員会議や職員終会時には「ミニ子どもを語る会」を行い、児童について全職員で共通理解する。
- 「子どもとともに1, 2, 3運動」を確実に実施する。

③年間計画

「巣本小学校いじめ防止学習プログラム」
「巣本小学校中1ギャップ解消プログラム」による

(3) いじめに対する措置

①方針

- 被害児童生徒を絶対を守り通すとともに、加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する
- いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに全校体制で組織的に対応する。
- いじめに対する措置については、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。
- いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめに係る行為が相当期間（少なくとも3か月を目安）止んでいる状態が継続していること、被害児童が心身の苦痛を感じていないことを確実に確認し、その後の再発防止に向けて組織的に取り組む。

②具体的な取組内容

- いじめ・不登校教育相談委員会を必要に応じてすぐに開催し、柔軟に対応する。
- 「巣本小いじめへの対応」フローチャート図を掲示しすぐに対応できるようにする。

(4) 重大事態への対応

①重大事態の定義

- ア いじめにより児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- 児童が自殺を企図した場合
 - 身体に重大な障害を負った場合
 - 金品等に重大な被害を被った場合
 - 精神性の疾患を発症した場合 など
- イ いじめにより児童が相当の期間（年間30日を目安とする）、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
- ウ 児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき

②重大事案への対応

- ア 学校は重大事態が発生した場合、速やかに教育委員会へ事態発生について報告する。
- イ いじめ対策委員会を中核に、教育委員会と連携して、以下の事項に留意し初期調査を実施する。
- 重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったのか、学校と教職員がどのように対応したのか、などの事実関係を、可能な限り網羅的に調査し、明確にする。
 - 在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査の実施に当たっては、いじめを受けた児童や情報を提供した児童を守ることを最優先として調査を行う。
 - 質問紙調査によって得られた結果については、いじめを受けた児童又はその保護者に提供する場合があることを、あらかじめ調査対象となる児童やその保護者に説明する等の措置をとる。
 - 因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。
 - 民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするのではなく、当該事態への対応や同種の事態の発生防止を図るものであるとの認識の下、調査に当たる。
 - いじめを受けた児童からの聴き取りが可能な場合
 - ・ いじめを受けた児童からの聴き取りにおいては、事情や心情を十分に聴き取る。
 - ・ いじめをした児童に対して適切な指導を行い、いじめ行為を速やかに止める。

- ・ いじめを受けた児童の状況に合わせた継続的な心のケアに努め、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。
- いじめを受けた児童からの聴き取りが不可能な場合（いじめを受けた児童の入院や死亡などの場合）
 - ・ 当該児童の保護者の要望・意見を十分の聴取し、迅速に当該保護者と調査について協議してから着手する。
- ③ いじめを受けた児童及び保護者に、調査の結果を適時・適切に情報提供する。
- ④ 調査結果を教育委員会に報告し、調査結果を踏まえた必要な措置をとる。

（５）教育相談体制

①方針

- ・ 児童の心情に寄り添い、情報を迅速かつ正確に得るための教育相談の機会を保障する。
- ・ スクールカウンセラーはじめ、多様な相談相手・相談の機会を用意し、児童が本音や心のうちを語るができるよう努める。
- ・ 複数で聞き取った場合は、児童から得られた情報を一元化する。

②具体的な取組内容

- ・ 児童面談週間を実施することにより、いじめ事案の有無やいじめ被害児童の心情を把握し、実施後は職員間の情報の共有を図る。
- ・ 市教委と連携し、スクールカウンセラーを活用し、教育相談を充実させる。

③年間計画

- 「巣本小学校いじめ防止学習プログラム」
- 「巣本小学校中1ギャップ解消プログラム」による

（６）生徒指導体制

①方針

- ・ 規範意識、思いやり、あいさつ等、期間を決めて同一の目標を掲げ、学校全体で具体的に活動する。
- ・ 児童会や委員会など、児童の手による活動を大切にし、取組の成果を適切に評価する。
- ・ 定期的に児童から話を聞く、アンケートをとる、また、職員間で情報交換の場を設けるなど、様々な手法でいじめの未然防止や早期発見・早期対応に心がける。

②具体的な取組内容

- ・ 全校朝会で「今月のめあて」について話し、各月に重点的に取り組む目標について示す。
- ・ 「今月のめあて」の取組の中で委員会や縦割り班による活動を取り入れ、児童の充実感や自己有用感をもたせる。
- ・ 「なかよしアンケート」「なかよしミニアンケート」「児童面談週間」「子どもを語る会」を定期的に行い、生活環境や友だち関係の変化について知り、職員間で共通理解をする。（「生活指導年間計画」による）

（７）校内研修

①方針

- ・ いじめへの対応に係る教職員の研修を実施し資質向上を図る。
- ・ 発達段階に応じたいじめ・人権に関する授業を行い、いじめの未然防止、早期発見・早期対応につなげていく。
- ・ 「分かる授業」づくりに向けた研修を行い、学力の向上や学校生活の充実を図っていく。

②具体的な取組内容

- ・ ネット・通信機器を介したいじめの情報について、研修の機会をもつ。
- ・ 「生きる」シリーズを用いたいじめ・人権に関する授業を実施する。
- ・ 校内授業研究を実施し、外部講師から「分かる授業」づくりについて指導を受ける。

③年間計画

- ・ ICT 機器危機管理について研修を行う。
- ・ いじめ・人権に関する授業を年間 2 回以上行い、1 回は指導案を作成して管理職の点検・指導を受ける。
- ・ 校内授業研究を学級担任が原則 1 回以上行う。（6 月～12 月）

- ・ 「巣本小学校いじめ防止学習プログラム」の計画に従い実施する。

(8) 点検・見直し

①方針

- ・ (1)～(5)の内容を徹底するために、取組内容を明確化して定期的に点検する。

②具体的な取組内容

- ・ チェックリストを作成して全職員で実施する。

③年間計画

- ・ 毎月末「チェックシート」による点検を行う。
- ・ 每学期末の学校評価による点検を行う。

3 いじめ防止等の対策のための組織

A 「生活指導委員会」

- ・ 生活指導主任 ・ 生活指導委員会

①生活のめあての指導

②あいさつ運動

③子どもを語る会

④児童面談週間

⑤「なかよしアンケート」「なかよしミニアンケート」

「生活指導年間計画」による

B 「いじめ・不登校対策教育相談委員会」

- ・ 校長 ・ 教頭 ・ 生活指導主任 ・ 養護教諭 ・ 関係職員

- ・ 必要に応じて学校派遣カウンセラー

①いじめの相談・通報の窓口

②いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有

③いじめの疑いに係る情報があった時の緊急会議の実施、いじめの情報の迅速な共有、関係児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定、保護者との連携した対応

C 「いじめの防止等の対策のための組織」

- ・ 校長 ・ 教頭 ・ 教務主任 ・ 生活指導主任 ・ 養護教諭 ・ PTA 会長

- ・ PTA 副会長 ・ 学校運営協議会委員 ・ 民生委員児童委員 ・ 巣本地区育成協議会

○ 「学校いじめ防止基本方針」の取組の点検・検証・修正

この方針は、平成26年4月1日より施行する。

見直し 平成27年4月1日

見直し 平成28年4月1日

見直し 平成29年4月1日

見直し 平成30年4月1日

一部改正 平成31年4月1日

一部改正 令和2年4月1日

一部改正 令和3年4月1日

一部改正 令和4年4月1日

見直し 令和5年4月1日

★気になることがありましたら、ご連絡を。

相談窓口：教頭 42-4076